

○北広島市旧島松駅通所整備検討委員会設置条例

令和2年3月23日

条例第4号

改正 令和2年10月1日条例第27号

令和4年3月18日条例第10号

(題名改称)

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により史跡として指定された旧島松駅通所(以下「駅通所」という。)の大規模な改修に向けた基本設計及び実施設計の内容を検討するため、北広島市旧島松駅通所整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(令4条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 駅通所の整備に係る基本設計及び実施設計に関すること。
- (2) 駅通所の保存及び活用に関すること。
- (3) その他前2号に掲げる事項に準ずること。

(令4条例10・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 北広島市文化財保護条例(平成6年広島町条例第9号)第4条第1項に規定する北広島市文化財保護審議会の委員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問ひ、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(令2条例27・追加)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(令2条例27・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(令2条例27・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1号に掲げる事項の調査審議を終了した日限り、その効力を失う。

(令4条例10・一部改正)

附 則(令和2年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から改正前の北広島市旧島松駅通所整備基本計画検討委員会設置条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号の計画の策定を終了するまでの間における改正後の北広島市旧島松駅通所整備検討委員会設置条例(以下「新条例」という。)第2条第1号の規定の適用については、「基本設計及び実施設計」とあるのは「基本設計及び実施設計並びに計画」とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により委嘱された北広島市旧島松駅通所整備基本計画検討委員会の委員である者は、この条例の施行の日、新条例の規定により北広島市旧島松駅通所整備検討委員会の委員として委嘱されたものとみなす。